

盛岡市省エネナビ貸出要領

(目的)

第1 省エネナビ（家庭内における電気使用量等をリアルタイムで記録・表示をする機器をいう。）及びその付属品（以下「省エネナビ等」とする。）を無償で貸出し、家庭での省エネルギー活動の推進を図るとともに、取組成果の見える化を通して地球温暖化対策への意識を高めることを目的とする。

(貸出対象者)

第2 貸出対象者は、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

- (1) 市内在住の者。
- (2) 前年度から市内の同一の住居に継続して住んでいる者。

(貸出条件)

第3 貸出については、次に掲げる条件をすべて満たしていることとする。

- (1) 家庭の分電盤が以下の条件を満たしていること。
 - ア 単相3線式または単相2線式
 - イ AC100V 150A 以内
- (2) 太陽光発電システムを設置していないこと。
- (3) 環境家計簿に取り組むこと。
- (4) 営利目的で使用しないこと。
- (5) 省エネナビ及び環境家計簿の全データを市へ提供すること。
- (6) 省エネナビ及び環境家計簿のデータ等を個人が特定されない範囲で公表されることに同意すること。

(貸出数量)

第4 貸出数量は、貸出対象者1人につき省エネナビ等1台とし、市が所有する台数の範囲内で貸出するものとする。

(申込)

第5 貸出対象者は、貸出申込書（様式第1号）により、環境企画課長（以下「課長」とする。）へ申込みこととする。

(貸出の決定)

第6 課長は、前条の申込書の提出があった場合には、直ちに審査し、申込を承諾する場合は貸出決定通知（様式第2号）により貸出対象者に通知することとする。

(貸出期間)

第7 省エネナビ等の貸出期間は、1月単位で3か月以内とし、それに引渡可能期間1週間を加えた期間とする。ただし、3か月を超えて貸出を希望する場合は、改めて貸出申込書(様式第1号)により、課長へ申込むこととする。

(貸出対象者の負担)

第8 省エネナビ等の貸出は、無料とする。ただし、借受、設置及び返却に係る費用については、貸出対象者の自己負担とする。

(貸出決定の取消)

第9 課長は、貸出対象者が次に掲げる行為を行った場合、取消通知(様式第3号)により、その貸出決定を取消することができるものとする。

- (1) 第三者への貸出、転貸、譲渡、質入など
- (2) 省エネナビ等の改造、塗装など

(管理)

第10 貸出対象者は、その責任において省エネナビ等を設置するとともに、適切な管理のもとに使用し、省エネナビ等の不具合、き損、亡失等が生じた場合には、速やかに市へ連絡し、市の指示に従うこととする。

- 2 貸出対象者は、省エネナビ等を紛失又は破損した場合、弁償しなければならない。ただし、天災等課長が認めた場合はこの限りではない。
- 3 省エネナビ等の使用による事故又は家電製品の故障等により発生した損害については、市は、一切の責任を負わないものとする。

(返却)

第11 貸出対象者は、貸出期間が経過した場合、遅滞なく省エネナビ等を市に返却しなければならない。

附則

この要領は、平成30年10月22日から実施する。